

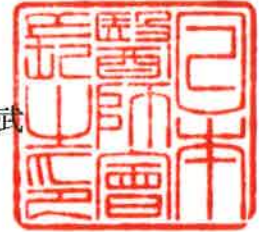
日医発第 104 号(情サ 7)

平成 30 年 4 月 26 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 横倉 義武



医師会主催の研修会等への託児サービス併設費用補助について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本会女性医師支援センター事業にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて本会では、平成 19 年度より本会が行う研修会等において託児サービスを併設するよう事業計画に明記しており、都道府県医師会及び郡市区医師会におかれましても同様の措置をお願いしておりました。

さらに、平成 21 年度からは、厚生労働省委託事業である女性医師支援センター事業の一環として、各医師会が主催する、女性医師等が就業することについて効果のある研修会、講習会、講演会に託児サービスを併設するための費用を補助し、育児中の女性医師等の学習機会を確保することにより、勤務継続及び復職の支援に努めており、今年度も引き続き標記費用の補助を実施することとなりました。

つきましては、別添資料に基づき費用補助を実施いたしますので、貴職におかれましては、本件につきご理解・ご協力いただくとともに、貴会管内郡市区医師会への周知方ご高配くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具



[富山県医師会]

医師会主催の研修会等への託児サービス併設費用補助について

(要旨) 各地域の医師会が主催する女性医師等の就業を支援することについて効果のある研修会、講習会、講演会等に託児サービスを併設するための費用を補助し、育児中の医師に対して学習機会を確保することにより、勤務継続及び復職の支援を行います。

1. 対象 都道府県医師会または郡市区医師会が主催する、女性医師等が就業することについて効果のある研修会、講習会、講演会（但し、「医学生研修医等をサポートするための会」、「女性医師の勤務環境の整備に関する病院長、病院開設者・管理者等への講習会」、「地域における女性医師支援懇談会」を除きます。）
 - 都道府県医師会または郡市区医師会が主催し、営利団体等が共催する場合につきましても対象です(平成24年度より)。
 - 都道府県医師会または郡市区医師会の会務運営に資する会議（会内委員会等）において出席者のために託児サービスを併設した場合は補助の対象になりません(厚生労働省に照会し確認)。
2. 期間 平成30年4月～平成31年2月実施分
3. 補助額 託児サービス併設に係る費用について、**30万円**を限度として実費を補助いたします。
 - 他の補助金・協賛金等がある場合には、本費用補助と重複しないようご注意ください。
 - 託児サービスを提供する場所として貴医師会館を利用した場合、申し訳ありませんが会場費は補助の対象にはなりません。
4. 申請方法 都道府県医師会が都道府県医師会および管内の郡市区医師会開催分をとりまとめ、別紙1の申請書および別紙2の支出明細に領収書の写しを添付して申請して下さい（限度額以内）。
なお、締め切りは平成30年4月～11月実施分を**平成30年12月21日（必着）**、それ以降に実施された分については、**平成31年3月4日（必着）**とします。

[担 当] 日本医師会 女性医師支援センター
電話 03-3942-6470 (直通) FAX 03-3942-7397

託児サービス併設費用補助申請書

日本医師会女性医師支援センター 御中

次のとおり関係書類を添えて費用の補助を申請します。

申請年月日 平成 年 月 日

申請団体	都道府県 医師会	印
------	----------	---

対象研修会等一覧

開催日	主催	研修会等名称	費用	利用者数
/	医師会		円	人
合計			円 ^{*2}	人

*1 託児サービスを利用した子供の人数を記入して下さい。

*2 費用の合計が限度額を超える場合は、限度額を記入して下さい。

振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
預金種目 口座番号	1. 普通預金 2. 当座預金	
口座名義人	フリガナ	

支出費用明細

月	日	[医師会]	研修会等名称:	
					円
				合計	円

月	日	[医師会]	研修会等名称:	
					円
				合計	円

月	日	[医師会]	研修会等名称:	
					円
				合計	円

月	日	[医師会]	研修会等名称:	
					円
				合計	円